

保保発 1201 第 1 号
令和 5 年 12 月 1 日

一般社団法人 日本医療法人協会 会長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

分娩取扱施設の特色・サービス・平均費用等の情報提供を行う
「分娩取扱施設情報提供ウェブサイト」(仮称)の開設について(依頼)

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年の出生数の減少など、少子化が急速に進む中、出産に係る経済的負担の軽減を図る観点から、公的医療保険制度における出産育児一時金が本年4月から支給額が50万円(産科医療補償制度の対象分娩でない場合は48.8万円)に引き上げられるとともに、併せて、出産費用の「見える化」に取り組んでいくこととなりました。

具体的には、妊婦の方々が費用やサービスを踏まえて適切に医療機関等を選択できる環境を整備するために、分娩取扱施設ごとの出産費用の状況だけでなく、その分娩取扱施設の特色やサービスの内容なども併せて情報提供を行うウェブサイト(「分娩取扱施設情報提供ウェブサイト」(仮称。以下「本ウェブサイト」という。))を、令和6年4月から厚生労働省が開設・運営する予定です。

貴会におかれましては、下記の内容について御了知いただくとともに、産科を有する貴会会員に対し周知等いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

本ウェブサイトの掲載項目については、出産費用の分析等の調査研究を目的とした厚生労働科学研究費採択研究班(「出産育児一時金の見直しを踏まえた出産費用の分析並びに産科医療機関等の適切な選択に資する情報提供の実施及び効果検証のための研究」：田倉班)において検討が行われ、パブリックコメントを実施した上で、厚生労働省社会保障審議会医療保険部会での議論を経て決定されたところです。

具体的な項目は、分娩取扱施設ごとの

- ① 費用等に関する情報(平均入院日数・出産費用等の平均額等)(別紙1)
- ② 特色・サービスに関する情報(分娩取扱施設の概要・助産ケア・付帯サービス・分娩に要する費用等の公表方法)

に大別されます。

現在、各分娩取扱施設へ、掲載についての意向及び②の内容に関する調査票への回答を依頼しています。(回答期限：令和5年12月8日)(別添1～4)

妊婦の方々が費用やサービスを踏まえて適切に分娩取扱施設を選択できる環境を整備するという観点から、より多くの分娩取扱施設に情報提供をいただきたく、貴会におかれましては、各分娩取扱施設に対し、②の調査票への回答の勸奨にご協力いただきますようお願いします。

別紙

1. 費用項目の説明

別添（分娩取扱施設向けご送付書類一式）

1. ご依頼状
2. 調査票
3. 回答マニュアル
4. リーフレット

(別紙1)

5. 出産育児一時金の直接支払制度の専用請求書データ

注意点

- こちらの項目は各分娩取扱施設において記入の必要はありません。ご提出いただいている専用請求書から平均額等を算出します。
- 出産育児一時金の直接支払制度を利用している分娩取扱施設のみ対象となります。
- 掲載は妊娠22週以降の正常分娩のみ対象となり、異常分娩の費用は掲載されません。

項目の定義

(1) 入院日数	下記の表の A の項目への記載日数
(2) 出産費用	下記の表の B、D、E、F、G の項目への記載費用の合算
(3) 室料差額	下記の表の C の項目への記載費用
(4) 妊婦合計負担額	下記の表の J の項目への記載費用（ B、C、D、E、F、G、H、I の項目記載費用の合算と同義）

出産育児一時金の直接支払制度の専用請求書項目

社国		本家		被保険者証記号		被保険者証番号		妊婦氏名(カナ氏名)			生年月日		在胎週数	出産年月日	
1:社・2:国		1:本・5:家									3:昭 4:平 5:令	年 月 日	4:平 5:令	年 月 日	
死産有無		出産数	入院日数	産科医療補償制度		入院料	室料差額	分娩介助料	分娩料	新生児管理保育料	検査・薬剤料				
1:有・2:無・3:混在			A	1:対象・2:対象外・3:混在		B	C		D	E	F				
処置・手当料	産科医療補償制度	その他	一部負担金等	妊婦合計負担額		代理受取額		備考							
G	H	I		J											